

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 令和6年9月北九州市議会定例会の招集【総務市民局総務部総務課】2
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】3
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】4
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】5
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】6
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】7
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】9
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】23
- 歩行者利便増進道路の指定【都市整備局道路部道路計画課】28
- 利便増進誘導区域の指定【都市整備局道路部管理課】30

◇ 消 防 局

- 消防法の規定による措置命令【消防局予防部指導課】34

◇ 雑 報

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立八幡病院事務局経営企画課】35

北九州市告示第 3 5 9 号

令和 6 年 9 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 8 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 期日 令和 6 年 9 月 5 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市告示第 360 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 29 日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
322	322号	前	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	26,138.2
		後	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで	6.7 ～ 65.6	

北九州市告示第 361 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 8 月 29 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 29 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
322	322号	北九州市小倉北区片野四丁目196番地先から 北九州市小倉南区大字呼野34番1地先まで

北九州市告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

北九州市長 武内和久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
61	小倉中間線	前	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで	4.2 ～ 26.8	19,238.0
		後	北九州市小倉南区徳吉西三丁目468番4地先から 北九州市八幡西区大字香月1449番3地先まで	4.2 ～ 26.8	19,238.3
273	築地汐入線	前	北九州市八幡西区屋敷二丁目34番1地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目218番2地先まで	17.6 ～ 36.6	1,023.4
		後	北九州市八幡西区屋敷二丁目34番1地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目218番2地先まで	17.6 ～ 36.6	1,023.4

北九州市告示第 363 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 6 年 8 月 29 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 29 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
61	小倉中間線	北九州市小倉南区徳吉西三丁目 468 番 4 地先から 北九州市八幡西区大字香月 1449 番 3 地先まで
273	築地汐入線	北九州市八幡西区屋敷二丁目 34 番 1 地先から 北九州市八幡西区藤田二丁目 218 番 2 地先まで

北九州市告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
4123	横代1 1号線	小倉南区横代南町五丁目16 24番5地先から 小倉南区横代南町五丁目16 47番6地先まで	12.3 ～ 13.1	92.3
4791	隠蓑5 号線	小倉南区横代葉山301番1 地先から 小倉南区横代南町五丁目29 6番2地先まで	6.4 ～ 8.6	99.8
4934	横代3 6号線	小倉南区横代葉山1636番 2地先から 小倉南区横代南町五丁目16 32番15地先まで	6.5	94.9
5797	中貫長 野1号 線	小倉南区西貫一丁目1113 番24地先から 小倉南区大字長野715番3 まで	14.4 ～ 28.3	1,072.6
6352	長野東 町5号 線	小倉南区長野東町23番8地 先から 小倉南区長野東町23番3地 先まで	6.0 ～ 6.1	29.1
6363	長野東	小倉南区長野東町23番18	6.0	53.5

	町7号線	地先から 小倉南区長野東町23番30 地先まで		
6368	下貫2 4号線	小倉南区下貫四丁目3633 番14地先から 小倉南区下貫四丁目3633 番12地先まで	6.0	64.3
6369	下貫2 5号線	小倉南区下貫四丁目3633 番15地先から 小倉南区下貫四丁目3633 番18地先まで	6.0 ～ 6.5	21.8
7083	黒崎城 石4号 線	八幡西区黒崎城石2331番 12地先から 八幡西区黒崎城石2329番 15まで	3.0 ～ 3.9	63.6

北九州市告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
534	徳力葛原線	前	小倉南区大字徳力18番1地先から 小倉南区葛原東三丁目1258番1地先まで	17.0 ～ 75.0	7,594.4
		後	小倉南区徳力七丁目18番1地先から 小倉南区葛原東三丁目1258番1地先まで	17.0 ～ 75.0	7,595.1
761	津田貫1号線	前	小倉南区津田一丁目251番1地先から 小倉南区大字貫1269番地先まで	8.8 ～ 27.0	1,301.5
		後	小倉南区津田一丁目251番1地先から 小倉南区西貫二丁目1269番1地先まで	8.8 ～ 27.0	1,301.3
2014	小森7号線	前	小倉南区大字小森445番1地先から 小倉南区大字小森446番2地先まで	0.6 ～ 2.8	99.0

		後	小倉南区大字小森 4 4 5 番 1 地先から 小倉南区大字小森 4 4 6 番 2 地先まで	0.6 ～ 2.0	101.2
2 0 3 6	小森 2 9 号線	前	小倉南区大字小森 4 6 8 番 4 地先から 小倉南区大字小森 4 6 8 番 1 地先まで	1.0 ～ 2.7	100.7
		後	小倉南区大字小森 4 6 8 番 4 地先から 小倉南区大字小森 4 6 8 番 2 地先まで	0.9 ～ 2.4	101.3
2 7 5 8	津田 3 7 号線	前	小倉南区長野東町 5 0 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 8 番 1 地先まで	7.2 ～ 10.8	185.6
		後	小倉南区長野東町 5 0 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 8 番 1 地先まで	7.2 ～ 10.8	185.4
2 7 7 0	津田 4 9 号線	前	小倉南区大字津田 4 1 番 1 地先から 小倉南区大字津田 3 0 番 3 地先まで	8.0 ～ 16.6	156.8
		後	小倉南区津田南町 4 1 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 2 番 1 地先まで	8.0 ～ 11.0	156.1
2 7 7 1	津田 5 0 号線	前	小倉南区大字津田 3 9 番地 先から 小倉南区西貫一丁目 1 1 1 3 番 2 4 地先まで	5.5 ～ 20.7	570.5

		後	小倉南区西貫一丁目40番 地先から 小倉南区西貫一丁目111 3番24地先まで	5.5 ～ 11.0	566.9
2772	津田5 1号線	前	小倉南区長野東町36番2 地先から 小倉南区西貫一丁目39番 18地先まで	6.2 ～ 8.6	57.0
		後	小倉南区長野東町36番2 地先から 小倉南区西貫一丁目39番 18地先まで	6.2 ～ 7.0	57.1
2773	津田5 2号線	前	小倉南区長野東町36番1 地先から 小倉南区西貫一丁目39番 23地先まで	5.4 ～ 7.4	178.3
		後	小倉南区長野東町36番1 地先から 小倉南区西貫一丁目39番 7地先まで	5.4 ～ 7.4	177.5
2998	長野2 1号線	前	小倉南区大字長野599番 1地先から 小倉南区大字長野682番 1地先まで	7.5 ～ 9.5	165.5
		後	小倉南区大字長野678番 7地先から 小倉南区大字長野682番 1地先まで	7.5 ～ 9.5	166.1
3037	長野6 0号線	前	小倉南区大字長野678番 地先から 小倉南区大字長野682番 1地先まで	1.2 ～ 4.8	228.7

		後	小倉南区大字長野 6 7 8 番 地先から 小倉南区大字長野 6 8 2 番 1 地先まで	1.3 ～ 4.8	228.4
3 0 3 9	長野 6 2 号線	前	小倉南区大字長野 7 2 7 番 3 地先から 小倉南区大字長野 6 7 7 番 地先まで	3.0 ～ 6.8	267.3
		後	小倉南区長野東町 7 2 7 番 3 地先から 小倉南区大字長野 6 7 7 番 2 地先まで	2.8 ～ 6.8	267.2
3 0 4 5	長野 6 8 号線	前	小倉南区長野東町 7 2 7 番 3 地先から 小倉南区長野東町 6 4 0 番 1 地先まで	5.0 ～ 11.1	473.6
		後	小倉南区長野東町 7 2 7 番 3 地先から 小倉南区長野東町 6 4 0 番 1 地先まで	5.0 ～ 7.5	336.1
3 0 4 6	長野 6 9 号線	前	小倉南区長野東町 6 3 2 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 3 5 番 3 地先まで	6.0 ～ 6.3	93.5
		後	小倉南区長野東町 6 3 2 番 1 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 1 7 地先まで	6.0 ～ 6.5	90.0
3 3 9 1	貫 1 6 0 号線	前	小倉南区下貫四丁目 3 6 2 9 番 1 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 2 2 9 番 2 地先まで	1.0 ～ 7.1	530.4

		後	小倉南区下貫四丁目362 9番1地先から 小倉南区下貫四丁目322 9番2地先まで	1.0 ～ 7.1	530.1
3482	貫25 1号線	前	小倉南区大字貫1104番 地先から 小倉南区西貫一丁目111 3番5地先まで	6.1 ～ 6.4	148.6
		後	小倉南区西貫一丁目110 6番78地先から 小倉南区西貫一丁目111 3番5地先まで	6.1 ～ 6.4	148.7
4123	横代1 1号線	前	小倉南区横代南町五丁目1 624番5地先から 小倉南区横代南町五丁目1 649番2地先まで	10.1 ～ 14.0	51.4
		後	小倉南区横代南町五丁目1 624番5地先から 小倉南区横代南町五丁目1 647番6地先まで	12.3 ～ 13.1	92.3
4275	呼野2 7号線	前	小倉南区大字呼野342番 地先から 小倉南区大字呼野163番 1地先まで	2.6 ～ 6.3	669.4
		後	小倉南区大字呼野342番 地先から 小倉南区大字呼野164番 4地先まで	2.4 ～ 8.7	668.6
4515	津田貫 2号線	前	小倉南区大字津田39番地 先から 小倉南区西貫二丁目126 9番1地先まで	8.8 ～ 28.3	326.4

		後	小倉南区西貫一丁目 1 1 0 8 番 4 地先から 小倉南区西貫一丁目 1 1 1 3 番 2 4 地先まで	9.5 ～ 28.3	328.8
4 7 9 1	隠蓑 5 号線	前	小倉南区大字隠蓑 3 0 1 番 1 地先から 小倉南区横代南町五丁目 2 9 6 番 2 地先まで	6.4 ～ 6.5	66.0
		後	小倉南区横代葉山 3 0 1 番 1 地先から 小倉南区横代南町五丁目 2 9 6 番 2 地先まで	6.4 ～ 8.6	99.8
4 9 3 4	横代 3 6 号線	前	小倉南区横代葉山 1 6 3 4 番地先から 小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 1 5 地先まで	6.5	70.6
		後	小倉南区横代葉山 1 6 3 6 番 2 地先から 小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 1 5 地先まで	6.5	94.9
4 9 3 5	横代 3 7 号線	前	小倉南区大字横代 3 0 5 番 2 地先から 小倉南区大字横代 3 0 6 番 4 地先まで	5.0 ～ 19.1	80.6
		後	小倉南区横代葉山 3 0 5 番 2 地先から 小倉南区横代葉山 3 0 6 番 5 まで	4.9 ～ 6.0	81.3
4 9 3 6	横代堀 越 1 号 線	前	小倉南区大字横代 1 7 5 3 番 4 地先から 小倉南区大字堀越 5 5 3 番 地先まで	4.5 ～ 6.8	1,195.3

		後	小倉南区横代葉山 1 6 4 0 番 2 地先から 小倉南区大字堀越 5 5 3 番 地先まで	4.5 ～ 6.8	1,195.6
4 9 4 2	横代南 町 2 号 線	前	小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 9 地先から 小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 8 地先まで	4.7 ～ 6.0	47.1
		後	小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 9 地先から 小倉南区横代南町五丁目 1 6 3 2 番 8 地先まで	4.5 ～ 5.6	37.4
4 9 5 6	小森 3 7 号線	前	小倉南区大字小森 4 6 6 番 1 地先から 小倉南区大字小森 1 0 8 8 番 1 地先まで	10.9 ～ 14.7	255.0
		後	小倉南区大字小森 4 6 6 番 1 地先から 小倉南区大字小森 4 4 5 番 2 地先まで	10.7 ～ 14.4	254.8
4 9 6 4	長野東 町 1 号 線	前	小倉南区長野東町 2 3 番 2 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 1 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	36.1
		後	小倉南区長野東町 2 3 番 1 7 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 1 1 地先まで	6.0	33.3
5 1 4 5	下貫 4 号線	前	小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 1 1 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 7 地先まで	5.0	41.7

		後	小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 1 1 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 7 地先まで	5.0	41.7
5 3 6 6	横代長 野 1 1 号線	前	小倉南区大字横代 3 7 5 番 1 地先から 小倉南区大字長野 7 6 3 番 6 地先まで	21.7 ～ 26.8	1,479.8
		後	小倉南区大字横代 3 7 5 番 1 地先から 小倉南区大字長野 7 6 2 番 1 地先まで	21.7 ～ 26.8	
5 7 1 3	呼野 3 0 号線	前	小倉南区大字呼野 4 9 4 番 地先から 小倉南区大字呼野 4 1 9 番 4 地先まで	3.6 ～ 26.5	151.7
		後	小倉南区大字呼野 3 7 7 番 1 地先から 小倉南区大字呼野 4 1 9 番 4 地先まで	3.6 ～ 7.3	
5 7 6 9	長野志 井 1 号 線	前	小倉南区長野二丁目 1 5 1 1 番 1 5 地先から 小倉南区大字志井 1 4 7 3 番 4 地先まで	6.7 ～ 32.8	4,831.8
		後	小倉南区長野二丁目 1 5 1 1 番 1 5 地先から 小倉南区大字志井 1 4 7 3 番 4 地先まで	6.7 ～ 32.8	
5 7 9 7	中貫長 野 1 号 線	前	小倉南区西貫二丁目 1 2 6 9 番 1 地先から 小倉南区長野東町 3 6 番 2 地先まで	14.0 ～ 28.3	296.1

		後	小倉南区西貫一丁目111 3番24地先から 小倉南区大字長野715番 3まで	14.4 ～ 28.3	1,072.6
5888	小森呼 野1号 線	前	小倉南区大字小森468番 22地先から 小倉南区大字呼野1095 番8地先まで	5.9 ～ 8.0	156.2
		後	小倉南区大字小森468番 22地先から 小倉南区大字呼野1095 番8地先まで	5.9 ～ 8.0	155.9
6325	長野東 町4号 線	前	小倉南区長野東町640番 9地先から 小倉南区長野東町601番 13地先まで	5.4 ～ 6.6	27.2
		後	小倉南区長野東町638番 1地先から 小倉南区長野東町601番 14地先まで	5.4 ～ 7.1	39.2
765	下畑町 馬場山 東1号 線	前	八幡西区下畑町154番4 地先から 八幡西区馬場山東三丁目1 471番7地先まで	2.2 ～ 15.6	1,006.8
		後	八幡西区下畑町154番4 地先から 八幡西区馬場山東三丁目1 471番7地先まで	2.2 ～ 15.6	1,007.2
1396	上の原 18号 線	前	八幡西区上の原二丁目65 番22地先から 八幡西区上の原二丁目51 番1地先まで	8.0 ～ 23.7	138.4

		後	八幡西区上の原二丁目 6 5 番 2 2 地先から 八幡西区上の原二丁目 5 1 番 8 0 地先まで	8.0 ～ 8.1	138.3
1 3 9 7	上の原 1 9 号 線	前	八幡西区上の原三丁目 1 番 1 0 2 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 5 0 9 番 2 地先まで	5.2 ～ 11.5	645.1
		後	八幡西区上の原三丁目 1 番 1 0 2 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 5 0 9 番 2 地先まで	5.2 ～ 11.8	645.1
1 4 0 1	上の原 2 3 号 線	前	八幡西区上の原三丁目 2 4 3 4 番 1 4 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 4 3 3 番 3 地先まで	4.3 ～ 5.2	128.2
		後	八幡西区上の原三丁目 2 4 3 4 番 1 4 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 4 3 3 番 3 地先まで	4.3 ～ 5.2	128.4
3 4 9 2	下畑町 1 号線	前	八幡西区下畑町 1 4 4 番 1 6 地先から 八幡西区下畑町 7 2 9 番 3 地先まで	3.2 ～ 9.0	482.8
		後	八幡西区下畑町 1 4 4 番 1 6 地先から 八幡西区下畑町 7 2 9 番 3 地先まで	3.2 ～ 6.3	483.2
3 4 9 4	下畑町 3 号線	前	八幡西区下畑町 7 2 6 番 1 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 2 7 地先まで	2.0 ～ 5.0	231.4

		後	八幡西区下畑町 7 2 6 番 2 9 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 2 7 地先まで	4.0 ～ 5.0	229.2
3 4 9 6	下畑町 5 号線	前	八幡西区下畑町 7 0 4 番 3 地先から 八幡西区下畑町 7 0 2 番 2 7 地先まで	4.4 ～ 4.7	88.2
		後	八幡西区下畑町 7 2 6 番 1 3 地先から 八幡西区下畑町 7 0 2 番 2 7 地先まで	4.5 ～ 4.7	88.1
4 4 7 0	東石坂 町 4 号 線	前	八幡西区東石坂町 8 0 0 番 1 地先から 八幡西区東石坂町 3 番 3 地 先まで	2.0 ～ 4.8	140.6
		後	八幡西区東石坂町 8 0 0 番 1 地先から 八幡西区東石坂町 3 番 3 地 先まで	2.1 ～ 4.5	139.3
5 8 8 7	上の原 5 2 号 線	前	八幡西区上の原三丁目 2 4 2 4 番 3 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 8 0 7 番 3 地先まで	5.5 ～ 9.0	238.8
		後	八幡西区上の原三丁目 2 4 2 4 番 3 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 8 0 7 番 3 地先まで	5.5 ～ 8.7	241.1
6 1 4 3	下畑町 9 号線	前	八幡西区下畑町 1 5 4 番 6 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 6 1 地先まで	5.9 ～ 8.8	187.8

		後	八幡西区下畑町 1 5 5 番 2 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 6 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	185.0
6 1 7 4	下上津 役 7 3 号線	前	八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 4 番 1 0 1 地先まで	22.0 ～ 24.0	582.9
		後	八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 4 番 1 0 1 地先まで	22.0 ～ 24.0	582.2
6 1 8 5	下上津 役 8 4 号線	前	八幡西区下上津役一丁目 5 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 6 番 1 0 1 地先まで	3.4 ～ 8.4	115.0
		後	八幡西区下上津役一丁目 5 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 6 番 1 0 1 地先まで	3.4 ～ 8.4	114.9
6 5 6 4	熊手田 町 1 号 線	前	八幡西区大字熊手 4 6 9 番 3 地先から 八幡西区田町一丁目 2 7 番 1 地先まで	9.6 ～ 17.2	1,435.8
		後	八幡西区大字熊手 4 6 9 番 3 地先から 八幡西区田町一丁目 2 7 番 1 地先まで	9.6 ～ 17.5	1,435.9
5 0 3	浅生高 峰 1 号 線	前	戸畑区浅生二丁目 2 0 2 番 1 地先から 戸畑区高峰一丁目 4 番 9 地 先まで	8.5 ～ 25.7	736.2

		後	戸畑区浅生二丁目202番 1地先から 戸畑区高峰一丁目4番9地 先まで	8.5 ～ 33.4	739.7
1018	浅生1 2号線	前	戸畑区浅生二丁目157番 2地先から 戸畑区浅生二丁目198番 地先まで	11.0	189.3
		後	戸畑区浅生二丁目157番 2地先から 戸畑区浅生二丁目198番 地先まで	11.0 ～ 11.2	188.9
1019	浅生1 3号線	前	戸畑区浅生三丁目93番地 先から 戸畑区浅生三丁目222番 地先まで	5.9 ～ 6.1	286.9
		後	戸畑区浅生三丁目93番3 地先から 戸畑区浅生三丁目222番 地先まで	5.7 ～ 6.1	286.9
1021	浅生1 5号線	前	戸畑区浅生二丁目215番 地先から 戸畑区浅生三丁目262番 地先まで	6.1 ～ 9.0	424.3
		後	戸畑区浅生二丁目215番 地先から 戸畑区浅生三丁目262番 地先まで	5.9 ～ 8.1	430.9
1022	浅生1 6号線	前	戸畑区浅生三丁目165番 地先から 戸畑区浅生三丁目181番 地先まで	5.9 ～ 12.5	57.2

		後	戸畑区浅生三丁目165番地先から 戸畑区浅生三丁目181番地先まで	5.8 ～ 6.0	57.1
1023	浅生1 7号線	前	戸畑区浅生一丁目38番地先から 戸畑区浅生一丁目147番地先まで	7.2 ～ 7.9	278.6
		後	戸畑区浅生一丁目38番地先から 戸畑区浅生一丁目147番地先まで	7.1 ～ 7.9	276.7
1029	浅生2 3号線	前	戸畑区浅生二丁目30番地先から 戸畑区浅生一丁目72番地先まで	5.0 ～ 8.3	785.7
		後	戸畑区浅生二丁目30番地先から 戸畑区浅生一丁目72番地先まで	5.0 ～ 8.6	783.6
1030	浅生2 4号線	前	戸畑区浅生一丁目89番地先から 戸畑区浅生一丁目43番地先まで	5.4 ～ 6.0	149.7
		後	戸畑区浅生一丁目89番地先から 戸畑区浅生一丁目43番地先まで	5.4 ～ 6.0	149.9

北九州市告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和6年8月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

北九州市長 武内和久

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
534	徳力葛原線	小倉南区徳力七丁目18番1地先から 小倉南区葛原東三丁目1258番1地先まで
761	津田貫1号線	小倉南区津田一丁目251番1地先から 小倉南区西貫二丁目1269番1地先まで
2014	小森7号線	小倉南区大字小森445番1地先から 小倉南区大字小森446番2地先まで
2036	小森29号線	小倉南区大字小森468番4地先から 小倉南区大字小森468番2地先まで
2758	津田37号線	小倉南区長野東町50番1地先から 小倉南区長野東町638番1地先まで
2770	津田49号線	小倉南区津田南町41番1地先から 小倉南区長野東町632番1地先まで
2771	津田50号線	小倉南区西貫一丁目40番地先から 小倉南区西貫一丁目1113番24地先まで
2772	津田51号線	小倉南区長野東町36番2地先から 小倉南区西貫一丁目39番18地先まで
2773	津田52号線	小倉南区長野東町36番1地先から 小倉南区西貫一丁目39番7地先まで

2998	長野21 号線	小倉南区大字長野678番7地先から 小倉南区大字長野682番1地先まで
3037	長野60 号線	小倉南区大字長野678番地先から 小倉南区大字長野682番1地先まで
3039	長野62 号線	小倉南区長野東町727番3地先から 小倉南区大字長野677番2地先まで
3046	長野69 号線	小倉南区長野東町632番1地先から 小倉南区長野東町23番17地先まで
3391	貫160 号線	小倉南区下貫四丁目3629番1地先から 小倉南区下貫四丁目3229番2地先まで
3482	貫251 号線	小倉南区西貫一丁目1106番78地先から 小倉南区西貫一丁目1113番5地先まで
4123	横代11 号線	小倉南区横代南町五丁目1624番5地先から 小倉南区横代南町五丁目1647番6地先まで
4275	呼野27 号線	小倉南区大字呼野342番地先から 小倉南区大字呼野164番4地先まで
4515	津田貫2 号線	小倉南区西貫一丁目1108番4地先から 小倉南区西貫一丁目1113番24地先まで
4791	隠蓑5号 線	小倉南区横代葉山301番1地先から 小倉南区横代南町五丁目296番2地先まで
4934	横代36 号線	小倉南区横代葉山1636番2地先から 小倉南区横代南町五丁目1632番15地先まで
4935	横代37 号線	小倉南区横代葉山305番2地先から 小倉南区横代葉山306番5まで
4936	横代堀越 1号線	小倉南区横代葉山1640番2地先から 小倉南区大字堀越553番地先まで
4942	横代南町 2号線	小倉南区横代南町五丁目1632番9地先から 小倉南区横代南町五丁目1632番8地先まで

4 9 5 6	小森 3 7 号線	小倉南区大字小森 4 6 6 番 1 地先から 小倉南区大字小森 4 4 5 番 2 地先まで
4 9 6 4	長野東町 1 号線	小倉南区長野東町 2 3 番 1 7 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 1 1 地先まで
5 1 4 5	下貫 4 号 線	小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 1 1 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 6 2 4 番 7 地先まで
5 3 6 6	横代長野 1 1 号線	小倉南区大字横代 3 7 5 番 1 地先から 小倉南区大字長野 7 6 2 番 1 地先まで
5 7 1 3	呼野 3 0 号線	小倉南区大字呼野 3 7 7 番 1 地先から 小倉南区大字呼野 4 1 9 番 4 地先まで
5 7 9 7	中貫長野 1 号線	小倉南区西貫一丁目 1 1 1 3 番 2 4 地先から 小倉南区大字長野 7 1 5 番 3 まで
5 8 8 8	小森呼野 1 号線	小倉南区大字小森 4 6 8 番 2 2 地先から 小倉南区大字呼野 1 0 9 5 番 8 地先まで
6 3 2 5	長野東町 4 号線	小倉南区長野東町 6 3 8 番 1 地先から 小倉南区長野東町 6 0 1 番 1 4 地先まで
6 3 5 2	長野東町 5 号線	小倉南区長野東町 2 3 番 8 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 3 地先まで
6 3 6 3	長野東町 7 号線	小倉南区長野東町 2 3 番 1 8 地先から 小倉南区長野東町 2 3 番 3 0 地先まで
6 3 6 8	下貫 2 4 号線	小倉南区下貫四丁目 3 6 3 3 番 1 4 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 6 3 3 番 1 2 地先まで
6 3 6 9	下貫 2 5 号線	小倉南区下貫四丁目 3 6 3 3 番 1 5 地先から 小倉南区下貫四丁目 3 6 3 3 番 1 8 地先まで
7 6 5	下畑町馬 場山東 1 号線	八幡西区下畑町 1 5 4 番 4 地先から 八幡西区馬場山東三丁目 1 4 7 1 番 7 地先まで

1 3 9 6	上の原 1 8 号線	八幡西区上の原二丁目 6 5 番 2 2 地先から 八幡西区上の原二丁目 5 1 番 8 0 地先まで
1 3 9 7	上の原 1 9 号線	八幡西区上の原三丁目 1 番 1 0 2 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 5 0 9 番 2 地先まで
1 4 0 1	上の原 2 3 号線	八幡西区上の原三丁目 2 4 3 4 番 1 4 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 4 3 3 番 3 地先まで
3 4 9 2	下畑町 1 号線	八幡西区下畑町 1 4 4 番 1 6 地先から 八幡西区下畑町 7 2 9 番 3 地先まで
3 4 9 4	下畑町 3 号線	八幡西区下畑町 7 2 6 番 2 9 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 2 7 地先まで
3 4 9 6	下畑町 5 号線	八幡西区下畑町 7 2 6 番 1 3 地先から 八幡西区下畑町 7 0 2 番 2 7 地先まで
4 4 7 0	東石坂町 4 号線	八幡西区東石坂町 8 0 0 番 1 地先から 八幡西区東石坂町 3 番 3 地先まで
5 8 8 7	上の原 5 2 号線	八幡西区上の原三丁目 2 4 2 4 番 3 地先から 八幡西区上の原三丁目 2 8 0 7 番 3 地先まで
6 1 4 3	下畑町 9 号線	八幡西区下畑町 1 5 5 番 2 地先から 八幡西区下畑町 1 4 4 番 6 1 地先まで
6 1 7 4	下上津役 7 3 号線	八幡西区下上津役四丁目 1 3 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 4 番 1 0 1 地先まで
6 1 8 5	下上津役 8 4 号線	八幡西区下上津役一丁目 5 番 1 0 7 地先から 八幡西区下上津役一丁目 6 番 1 0 1 地先まで
6 5 6 4	熊手田町 1 号線	八幡西区大字熊手 4 6 9 番 3 地先から 八幡西区田町一丁目 2 7 番 1 地先まで
7 0 8 3	黒崎城石 4 号線	八幡西区黒崎城石 2 3 3 1 番 1 2 地先から 八幡西区黒崎城石 2 3 2 9 番 1 5 まで
5 0 3	浅生高峰 1 号線	戸畑区浅生二丁目 2 0 2 番 1 地先から 戸畑区高峰一丁目 4 番 9 地先まで

1018	浅生12 号線	戸畑区浅生二丁目157番2地先から 戸畑区浅生二丁目198番地先まで
1019	浅生13 号線	戸畑区浅生三丁目93番3地先から 戸畑区浅生三丁目222番地先まで
1021	浅生15 号線	戸畑区浅生二丁目215番地先から 戸畑区浅生三丁目262番地先まで
1022	浅生16 号線	戸畑区浅生三丁目165番地先から 戸畑区浅生三丁目181番地先まで
1023	浅生17 号線	戸畑区浅生一丁目38番地先から 戸畑区浅生一丁目147番地先まで
1029	浅生23 号線	戸畑区浅生二丁目30番地先から 戸畑区浅生一丁目72番地先まで
1030	浅生24 号線	戸畑区浅生一丁目89番地先から 戸畑区浅生一丁目43番地先まで

北九州市告示第 367 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 20 第 1 項の規定により歩行者利便増進道路を指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 6 年 8 月 29 日から令和 6 年 9 月 30 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 29 日

北九州市長 武内和久

1 歩行者利便増進道路の指定日

令和 6 年 8 月 29 日

2 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名
市道	魚町 8 号線
市道	魚町 9 号線

3 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）

路線名	区間
魚町 8 号線	北九州市小倉北区魚町一丁目 109 番 1 地先から北九州市小倉北区魚町一丁目 186 番地先まで
魚町 9 号線	北九州市小倉北区魚町二丁目 243 番 7 地先から北九州市小倉北区魚町三丁目 247 番 1 地先まで

4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部道路計画課

北九州市告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定により利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和6年8月29日から令和6年9月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月29日

北九州市長 武内和久

1 利便増進誘導区域の指定日

令和6年10月1日

2 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	区間
市道	魚町8号線	北九州市小倉北区魚町一丁目109番1地先から北九州市小倉北区魚町一丁目186番地先まで
市道	魚町9号線	北九州市小倉北区魚町二丁目243番7地先から北九州市小倉北区魚町三丁目247番1地先まで

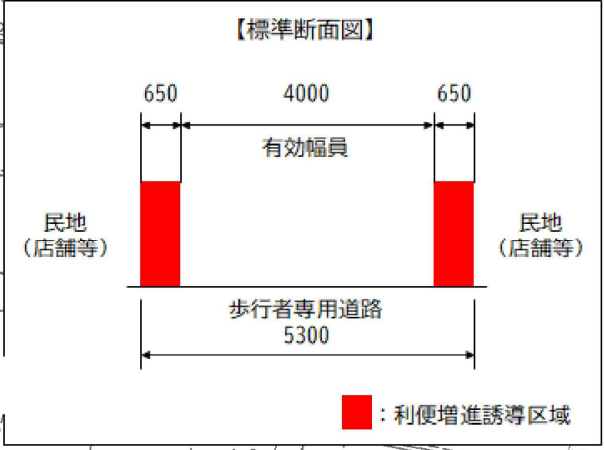
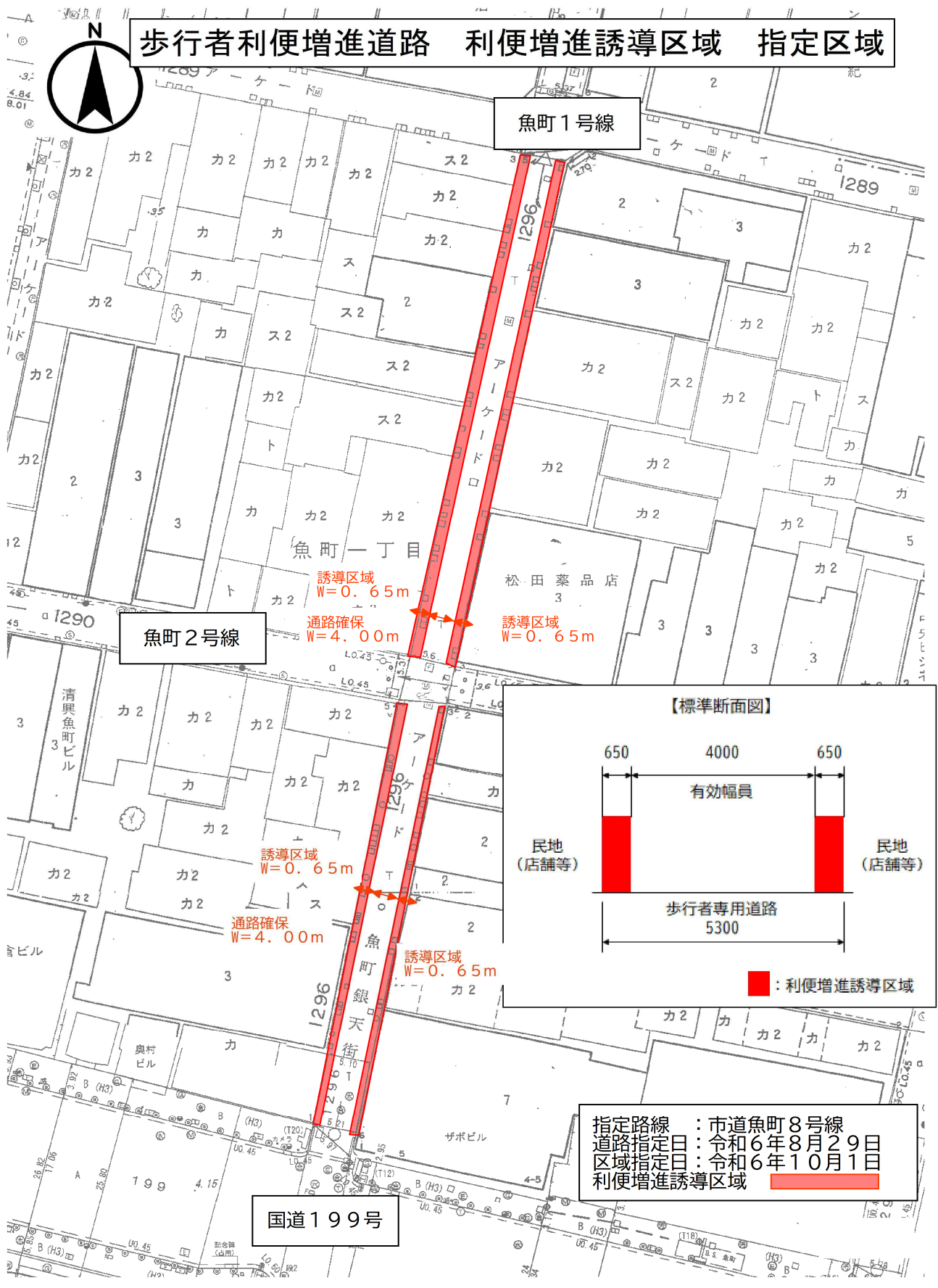
3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙のとおり

4 図面縦覧場所

北九州市都市整備局道路部管理課

歩行者利便増進道路 利便増進誘導区域 指定区域



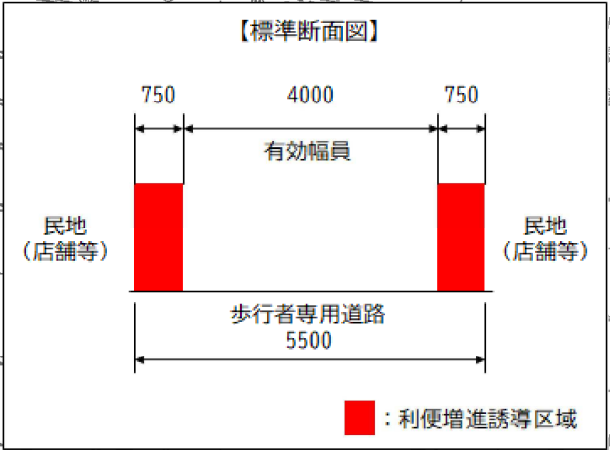
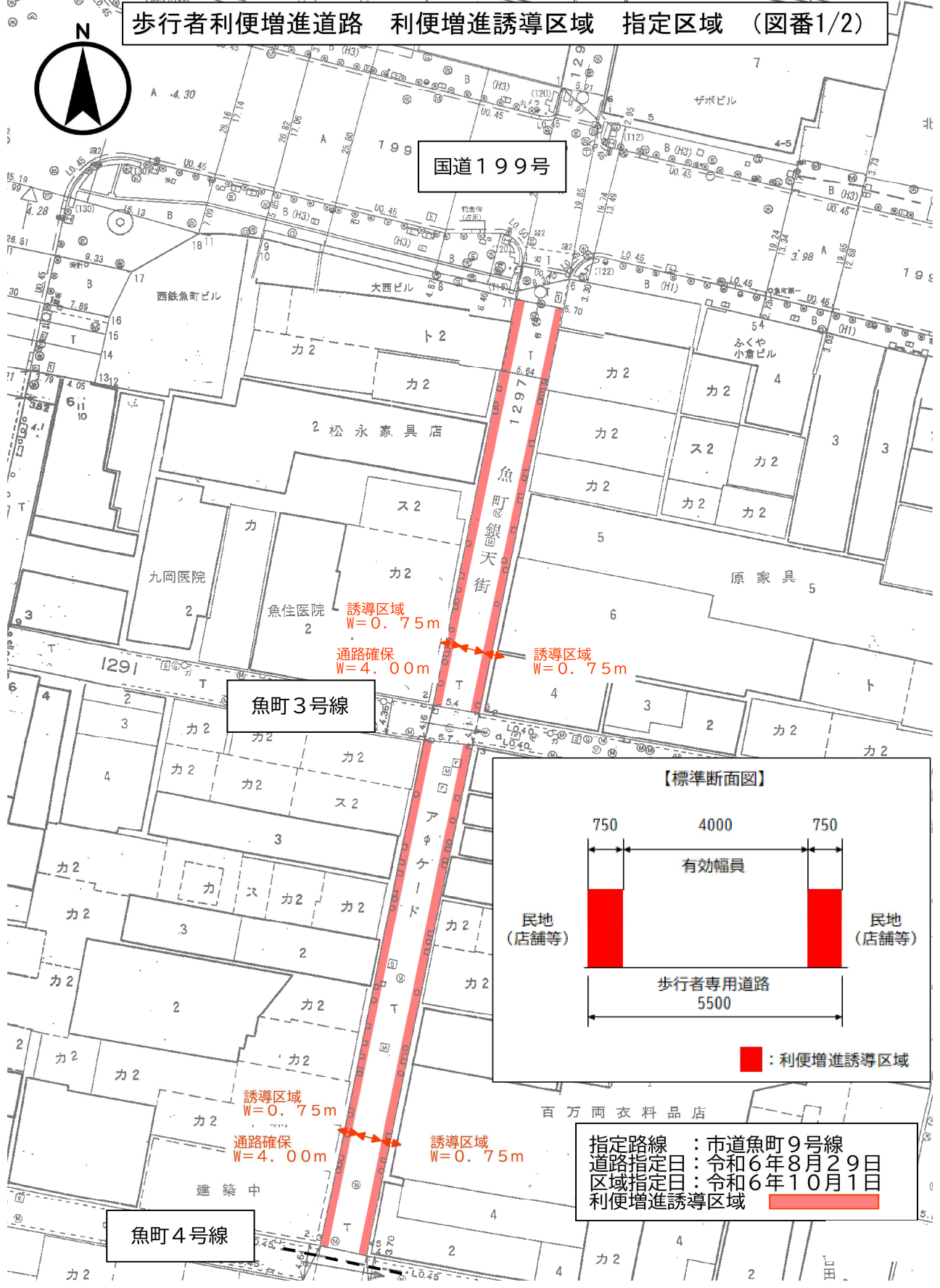
指定路線 : 市道魚町8号線
 道路指定日 : 令和6年8月29日
 区域指定日 : 令和6年10月1日
 利便増進誘導区域

国道199号

歩行者利便増進道路 利便増進誘導区域 指定区域 (図番1/2)

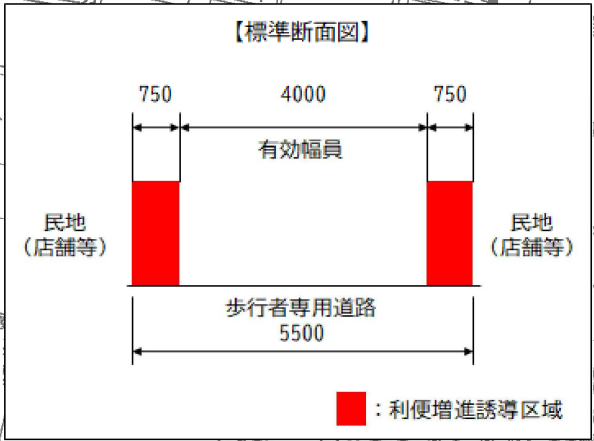
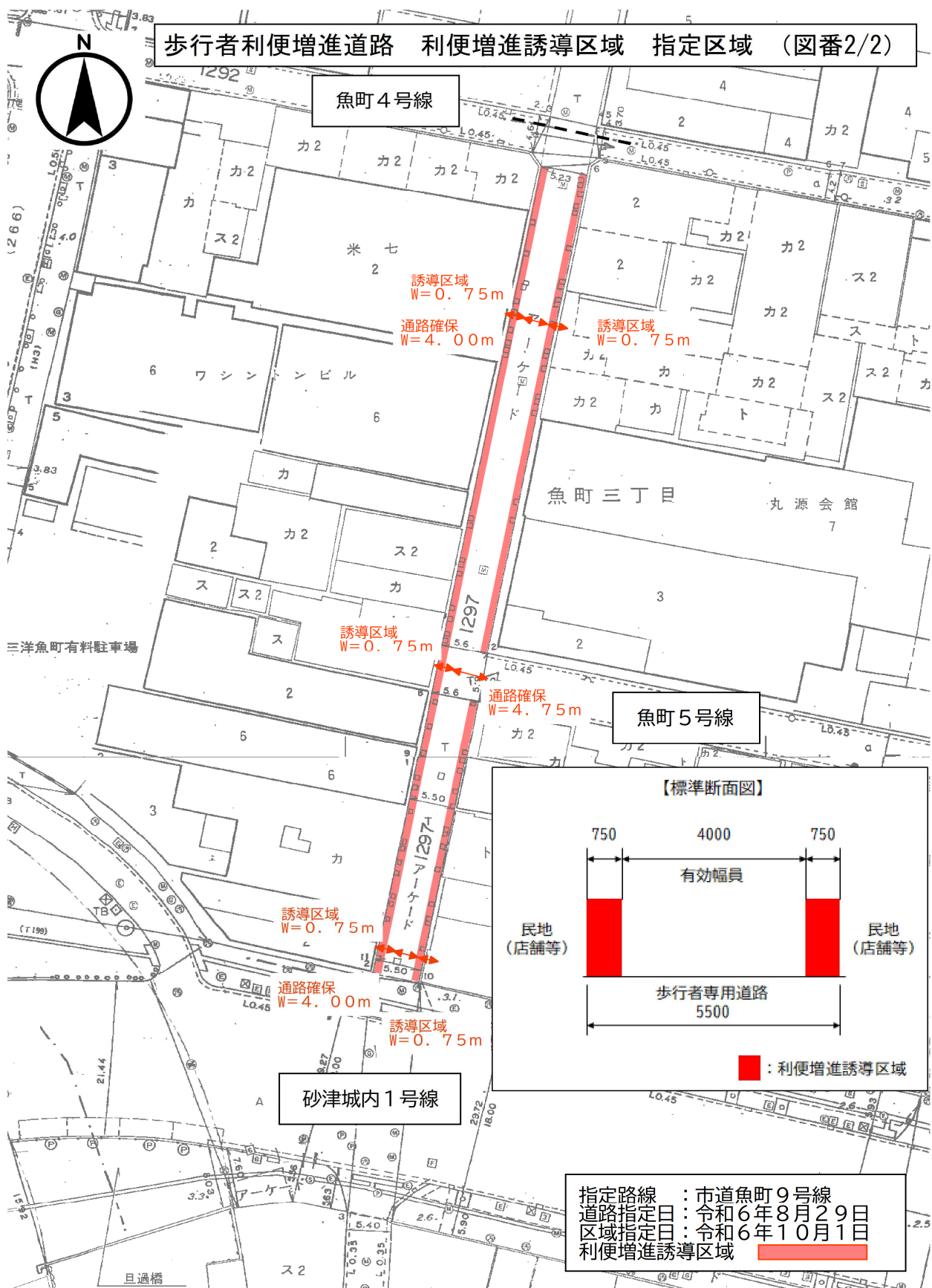


国道199号



指定路線 : 市道魚町9号線
 道路指定日 : 令和6年8月29日
 区域指定日 : 令和6年10月1日
 利便増進誘導区域

歩行者利便増進道路 利便増進誘導区域 指定区域 (図番2/2)



指定路線 : 市道魚町9号線
 道路指定日 : 令和6年8月29日
 区域指定日 : 令和6年10月1日
 利便増進誘導区域

北九州市消防局公告第1号

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第5条第1項及び法第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、法第5条第3項及び法第17条の4第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月29日

北九州市消防長 岸 本 孝 司

1 防火対象物の所在地

北九州市小倉北区馬借二丁目2番14号

2 防火対象物の名称

ERUZA馬借47

3 命令を受けた者

株式会社エルザ 代表取締役 田中徳将

4 命令事項

(1) 上記対象物の東側の階段に設置されている2階から8階までの防火戸のうち、3階以外の防火戸は、火災時に有効に防火区画が形成できない状態のため、令和6年11月21日までに、建築基準法令で定める技術的基準に適合するよう改修すること。

(2) 自動火災報知設備の受信機に「感知器線の断線」が表示されているため、感知器線の断線箇所を調査し、令和6年11月21日までに消防法令で定める技術上の基準に適合するよう改修すること。

5 命令年月日

令和6年8月21日

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第12号

一般競争入札により、地方独立行政法人北九州市立病院機構政府調達取扱規程第3条に規定する特定調達契約を締結するので、同規程第6条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月29日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

デジタルX線TVシステム調達業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和6年10月9日から令和6年12月31日まで

(4) 履行場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

北九州市立八幡病院

(5) 入札方法 一般競争入札により実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 過去6年以内に、デジタルX線TVシステムの導入実績が当院と同

規模以上の病院（病床数が当院以上の病院）で3病院以上あること。また、公立の病院においてもデジタルX線TVシステムの導入実績を有すること。

(5) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立八幡病院事務局経営企画課経営係（電話093-662-6565）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和6年9月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院事務局経営企画課

イ 日時 この公告の日から令和6年9月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 4階 小会議室2
- イ 日時 令和6年9月25日午後4時00分
- (4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告の日から令和6年9月18日午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立八幡病院事務局経営企画課に提出しなければならない。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和6年9月30日午後5時までに必着のこと。
- (6) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号
北九州市立八幡病院 4階 小会議室3
- イ 日時 令和6年10月8日午後1時30分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
- エ 契約規程第9条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるもの

である。

- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立八幡病院事務局経営企画課

〒805-8534 北九州市八幡東区尾倉二丁目6番2号

電話 093-662-6565

6 Summary

- (1) Product and Quantity: Digital X-ray TV System:1 set
(2) Deadline of Tender (by hand) :1:30p.m., Oct 8, 2024
(3) Deadline of Tender (by mail) :5:00p.m., Sep 30, 2024
(4) For further information, please contact:

Corporate Planning Division, Secretariat, Kitakyushu City Yahata
Hospital, City of Kitakyushu

2-6-2 Ogura, Yahatahigashi-ku, Kitakyushu-city 803-8534 Japan

TEL 093-662-6565